

業務指示書（小規模）

アジア地域マレーシア及び近隣国E-waste管理に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年8月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年8月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（○） 認めます。

（ ） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は 名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（アジア地域 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 127.76 円 , EUR1 = 98.07 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/事業戦略
e-waste管理計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.56 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月2日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

アジア地域マレーシア及び近隣国E-waste管理に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 (本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/事業戦略	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	(8.00)
イ 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: e-waste管理計画	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

日本の家電リサイクル法(2009年改正)に基づく取り組み(生産者責任、マニフェスト制度等)を踏まえたうえで、JICAでは、マレーシアで2011年9月から2013年3月まで「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、マレーシアの一般家庭で発生する電気・電子機器廃棄物(以下E-waste。なお、ここでは産業廃棄物管理の法的対象とならないE-wasteを指す。)回収のモデル開発を目標に、ペナン島で、一般家庭で発生するE-wasteを回収するパイロット・プロジェクトを実施した。

プロジェクト終了後には、パイロット・プロジェクトの成果をもとにE-waste回収システムに関するガイドライン作りや他州での回収システムの導入が進められる予定となっている。

2013年6月上旬現在、マレーシア天然資源環境省では、ガイドラインの年内のドラフト作成作業を進めており、更にEPR(拡大生産者責任)に関する規制を検討中であり、1年以内に第1ドラフトを作成予定である。他州への展開としては、Perak, Johor, Melaka, Selangor州及びKuala Lumpurにおいてペナン島での取り組みを2013年下半期に展開するために準備を開始している。また、パイロット・プロジェクトを実施したペナン島では、マレーシア側が活動を継続しており、マレーシア側自身で2013年7月以降に4-6月期の進捗に関する評価を予定している。

一方で、マレーシアだけでなく他の東南アジア諸国でもE-waste管理の必要性が認識されていながら適切な管理がされておらず、今後の支援が想定されるが、支援の方向性を考えるうえでの基礎的な情報が必要である。また、近隣国の関係者にマレーシアの経験が参考となる。

本調査では、同プロジェクト終了後のE-waste回収にかかる動きを確認するとともに、行政・民間企業・消費者間の関係がそれぞれの国によって違いがあることを念頭に置きつつ、日本やマレーシアでの経験を活用した近隣国での展開に向けた情報収集・確認調査を行う。

2. 調査の目的

本調査は、下記(1)-(3)のとおり、プロジェクト成果の定着及びマレーシア国内展開を支援し、タイ及びインドネシアへのマレーシアの経験の共有を念頭に必要な情報収集及び整理を行い、回収モデル案を提案することを目的とする。また、併せてASEAN他国への協力展開案を考察する。なお、対象は家庭か

ら排出された E-waste とする。

- (1) マレーシアでの「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」の経験を近隣国に展開するには同プロジェクトの成果の定着が前提となることから、パイロット事業の継続性の確保や規制における企業との意見交換／関係者の意向を踏まえた制度設計等、プロジェクト終了後のパイロット・プロジェクトの現状とその後の環境局の活動状況を確認、必要に応じて助言し、近隣国での展開に有益な情報を収集する。
- (2) マレーシアでのプロジェクトの経験を他国に展開することを念頭に、先行して制度構築を開始しているタイ、及び E-waste 制度構築のニーズが高いインドネシアで必要な情報を収集・整理し、E-waste 回収モデル案を提案する。
- (3) E-waste 管理分野支援を ASEAN 展開する際の協力展開案を作成し、協力方針を提案する。あわせて E-waste 管理分野における課題を整理する。

3. 調査対象地域

マレーシア、タイ、インドネシア

4. 主な相手国関係機関

各国の E-waste 管理を所管する政府機関及び民間企業、市民団体等関係者

5. 調査の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 調査実施上の留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に示された報告書を作成し、JICA に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び調査実施上の留意事項

(1) 調査方法について

本調査は、「7. 調査の内容」に示された内容を実施することを想定しているが、それ以外により効果的・効率的な調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。また、本調査は、「第3 業務実施上の条件」に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(2) 調査対象地域と相手国関係機関について

本調査の対象地域は、マレーシア、タイ、インドネシアとする。調査対象各

国において、環境天然資源省以外にも工業あるいは産業担当省庁、家電生産事業者、リサイクル事業者、解体事業者等 E-waste 管理推進に必要な関係者から広く意見を聴取する。特にマレーシアにおいてはプロジェクト経験を活用し、関係者間の意識共有を図るよう努めること。また、本調査対象地域各国には、日系の家電生産事業者やリサイクル事業者が存在することから、調査実施に当たっては、日系事業者や日系経済団体も対象に含め、調査対象地域の日系企業の動きと連携しながら、ペナン島でのパイロット・プロジェクトの成果をマレーシア他地域及び近隣国へ展開することを念頭に必要な情報を収集すること。

(3) 既存調査の活用と現地調査の効率的実施

各国とも、文献、インターネット等で情報を収集・整理すること。対象国については日本政府機関等の調査報告書が複数存在するので、調査に当たっては最大限先行調査の成果を活用しつつ、現地調査を効率的に実施すること。

(4) マレーシアの「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」への理解と回収モデル案への成果の活用

調査では、マレーシアの同プロジェクト後の進捗確認が予定されており、プロジェクト内容への深い理解を必要とする。マレーシアの経験で反響の大きかった、制度の設計段階から関係者間で意見交換や合意形成を図りながら展開について検討する方法は、E-waste 管理について検討を始めた近隣国にも適応可能と考えられる。そのため、本調査においても政府関係機関に、民間企業（製品生産、廃棄物回収、解体、リサイクル等）や市民団体等との連携及び協働の重要性を働きかけることとする。また、E-waste リサイクルでは、生産者責任やリサイクル技術等の観点から民間企業の果たす役割が重要であり、本調査では、ペナン島でのパイロット・プロジェクト成果を活用しつつ、行政、民間企業、消費者間のコスト負担等のリスクを含めた役割分担を検討したうえで、各国に適した回収モデル案を提案することとする。

7. 調査の内容

コンサルタントは、上記「2. 調査の目的」及び「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、以下の調査を実施する。ただし、以下に示された内容に関し、より効果的・効率的な調査方法、追加調査事項等がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業

1) 既存資料・情報の収集・分析等

国内において入手可能な資料（JICA 資料に限らない）や情報を収集し、E-waste 管理に関する基礎的な情報を整理する。

また、最終的に3か国を比較し、E-waste 管理推進に必要な事項を抽出する目的で、現地調査での調査項目を明らかにする。なお、最終報告書でまとめる項目として下記が考えられるが、不要と思われる項目、他に必要な項目についてプロポーザルで提案すること。最終的な項目は、契約後双方合意のもと決定することとする。

<マレーシア>

- ① 天然環境資源省環境局の E-waste 管理ガイドラインや EPR の検討・策定状況の確認。検討・策定における課題（あれば）等の把握と整理。
- ② 他州への展開の際に重要な役割を果たす住宅地方自治省やプロジェクトで立ち上げた公式諮問会議等の中央での関係者と環境局の連携の確認。
- ③ ペナン島のパイロット・プロジェクトの現状確認、課題（あれば）の整理。
- ④ マレーシア側の実施したペナン島での継続プロジェクトに関する評価の結果を確認し、これに対し提言。
- ⑤ 他州へのペナン島（パイロット・プロジェクト実施地域）の経験の展開状況の確認と直面している課題（あれば）の整理。
- ⑥ 他州で新たに E-waste 管理を導入する際に必要な情報の所在確認及び整理。必要でありながら不十分な情報は、下記⑦の提言に含める。
- ⑦ 上記①-⑥から課題を整理し、プロジェクト成果の定着、国内展開、EPR の規制化等についての環境局や関係者への提言。
- ⑧ ⑦を元にした他国展開の際に有益と考えられる情報の整理。

<タイ、インドネシア、マレーシア>

- ① E-waste に関する法制度
- ② E-waste 国家政策の状況とその概要
- ③ 責任機関と関連政府機関、それぞれの機関の役割、直面する課題
- ④ E-waste 発生源から輸出/最終処分までの処理フロー
（公式/非公式、定性情報及び数値情報含む）
- ⑤ 上記フロー各段階における関係者の規模、技術レベル
- ⑥ 上記フローにおける金銭の流れ
- ⑦ 最終処分（輸出の場合は、輸出）の状況
- ⑧ 市民団体や環境リーダー等の関わりと協力可能性が考えられる団体
- ⑨ 市民の処理費用支払に関する意識レベル

- ⑩ 民間企業（個別/団体）や市民団体等の自主的取り組み
- ⑪ E-waste 処理に関して顕在化している問題、今後懸念される課題
- ⑫ E-waste 回収モデル案（タイ、インドネシアのみ）
- ⑬ 今後の協力の方向性

<ASEAN 協力展開案>

- ① マレーシアのプロジェクト経験からの教訓の抽出と整理
- ② 家電回収を実施する際に最低限必要と考えられる条件の整理
- ③ ASEAN 展開の際に必要な情報となる情報整理
- ④ ASEAN 協力展開案作成に必要な情報収集及び整理
- ⑤ JICA の協力方針案提案と留意すべき点
- ⑥ ASEAN 展開する際の条件や課題の整理

2) マレーシア「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」の理解と情報整理

同プロジェクトの実施内容を確認・理解する。特にパイロット・プロジェクトで実施した家庭由来の E-waste 回収体制については、関係者連携の仕組みや買い取り価格設定手法を含めて理解を深め、教訓を整理する。教訓は現地調査後に調査結果を元に再度検討すること。

3) インセプションレポートの作成

上記の結果、業務の基本方針、業務の方法、作業工程、要員計画等をまとめてインセプションレポートを作成し、JICA の承認を得る。

(2) 現地調査

<マレーシア>

現地調査は少なくとも 2 回実施し、1 回目は 1) から 3) ①-③を 2 回目は 3) ④を必ず実施すること。また、可能であれば他国調査の際の立ち寄り等により適宜進捗状況を確認すること。

1) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートのうち、調査の概要及びマレーシアに関係する部分を相手国関係機関に説明及び協議し、了解を得る。

2) 追加的情報の収集

7. (1) 1) 及び 2) において日本国内で収集できなかった情報や、新たに必要となった情報を現地で収集し、整理する。

3) 「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」終了後の状況確認と他地域展開における課題の抽出

2013年3月に終了した同プロジェクトの現状を確認する。その際、E-waste管理ガイドラインやEPRの検討・の策定、関係者間の調整、他州での展開において課題となっている点があれば、課題を整理する。

- ① マレーシア国で2011年9月から2013年3月まで実施した「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」のその後の進捗状況を把握し、必要な提言を行う。例えば、ペナン島でのパイロット・プロジェクトのモニタリング、他州展開に関する住宅地方自治省と天然環境資源省環境局の連携、環境局でのE-waste管理体制のガイドライン化、パイロットの成果品（コミュニケーション Web サイト等の活用）や民間企業の動き等。なお、ペナン島でのパイロット・プロジェクトの継続状況については、マレーシア側自身が実施する評価結果を受けて、必要に応じ提言をすること。
- ② ペナン島での経験を参考に、マレーシア環境局が計画している他州への展開を支援する。具体的には、環境局、住宅自治省及び州の関係者（リサイクル業者含む）との協議を踏まえた、導入案策定に必要な提言等を行う。その際、環境局が直面している課題があれば、それを整理し、(5) ①に活用する。
- ③ ペナン島での経験を踏まえ、マレーシア環境局が検討中であるEPRに関する法規制の内容、進捗状況（プロジェクトで導入したステークホルダーとの対話を通じた制度設計が行われているかを含む）を確認し、必要に応じて提言する。
- ④ 上記①-③のモニタリング結果を踏まえての進捗を4-5か月後に再度確認し、必要となる提言等を行う。

4) JICA事務所への報告

各回調査終了時に結果をJICAマレーシア事務所に報告する。

<タイ>

現地へは少なくとも2回渡航し、1回目は情報収集、2回目は回収モデル案の先方政府への提案とする。

5) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートのうち、調査の概要及びタイに関係する部分を相手国関係機関に説明し、了解を得る。

6) 追加的情報の収集と関係者からの意見聴取

7. (1) 1) において日本国内で収集できなかった情報や、新たに必要となった情報を現地で収集し、整理する。民間企業への聞き取りの際は、現地に進出している日系企業や日系企業団体への聞き取りを必ず実施すること。また、審議中の法案によっては法案撤回があったとの情報もあり、最新動向についての情報に留意すること。その他、タイ全土で WEEE can do プロジェクトという小型家電回収プロジェクトやバンコク首都圏庁環境局では、Waste Exchange Market という有害廃棄物回収のパイロット・プロジェクトを実施した経験があることから、その経験から教訓を抽出し、7) 回収モデル案作成に役立てること。

<2012 年時点で審議中の法案>

- Draft Act on Fiscal Measures for Environment,
- Subordinate Laws in Accordance with the Draft Act on Fiscal measure for Environment,
- Royal Degree Prescribing Rules, Producers, Conditions and Management of Revenue Generated from Products Fees

7) E-waste 回収モデル案の作成と提案

収集した情報を踏まえ、行政、民間企業、消費者間のコスト負担等のリスクを含めた役割分担を検討したうえで、実現可能性を考慮しつつ家庭由来の E-waste 回収モデル案を作成し、天然資源環境省公害管理局に提案する。回収モデル案作成に当たっては、政府機関だけでなく民間企業（製造業、解体・リサイクル業等関連企業）や市民団体等広く関係者から意見を十分聴取し反映すること。

8) JICA 事務所への報告

各回調査終了時に JICA タイ事務所に報告する。

<インドネシア>

現地へは少なくとも 2 回渡航し、1 回目は情報収集、2 回目は回収モデル案の先方政府への提案とする。

9) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートのうち、調査の概要及びインドネシアに関する部分を相手国関係機関に説明し、了解を得る。

10) 追加的情報の収集と関係者からの意見聴取

7.(1) 1)において日本国内で収集できなかった情報や、新たに必要となった情報を現地で収集し、整理する。なお、工場などから排出される E-waste は、産業廃棄物の有害廃棄物に分類され管理されているため、家庭から排出される E-waste についての管理状況、処理の実態については必ず調査に含めること。また民間企業への聞き取りの際は、現地に進出している日系企業や日系企業団体への聞き取りを必ず実施すること。

11) E-waste 回収モデル案の作成と提案

収集した情報を踏まえ、行政、民間企業、消費者間のコスト負担等のリスクを含めた役割分担を検討したうえで、実現可能性を考慮しつつ家庭由来の E-waste 回収モデル案を作成し、環境省に提案する。回収モデル案作成に当たっては、政府機関だけでなく民間企業（製造業、解体・リサイクル業等関連企業）や市民団体等広く関係者から意見を十分聴取し反映すること。

12) JICA 事務所への報告

各回調査終了時に JICA インドネシア事務所に報告する。

(3) 帰国後国内作業

1) 最終現地調査後、調査結果について、JICA に報告する。

2) 調査結果とりまとめと ASEAN 展開モデル案作成、JICA の協力方針案提案及び課題整理

(1) ~ (2) の結果を取りまとめる。内容は、7(1) 1)で提案し JICA と合意したものとするが、調査結果取りまとめの方向性についてもプロポーザルで提案すること。

<マレーシア>

①現地調査の実施結果

②先方に提言した内容

⑤ マレーシア国他州及び ASEAN 地域他国での展開の際に参考となる課題等

<タイ、インドネシア、マレーシア>

①現地調査の実施結果

② 調査結果を元にしたタイ、インドネシアの E-waste 回収モデル案の提案

③ 今後の協力の方向性

④ 調査項目のタイ、インドネシア、マレーシアの3か国比較

<ASEAN 協力展開案作成と課題の整理及び JICA の協力方針案提案>

- ① ASEAN 地域 E-waste 管理に関する協力展開案
 - ② JICA の協力方針案
 - ③ E-waste 管理分野における課題
- 4) 7. (3) で整理し、取りまとめた内容をドラフトファイナルレポートにまとめ、JICA の承認を得る。
 - 5) ドラフトファイナルレポートに対する JICA のコメントを踏まえ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。
 - 6) ファイナルレポートの要約及び発表資料を作成する。
 - 7) JICA での報告会に参加しファイナルレポートの内容を発表する。

8. 成果品等

(1) 報告書

コンサルタントは以下の報告書を提出することとする。なお、本契約における最終成果品は、以下に示す 3) のファイナルレポートとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方機関への説明・協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、業務の方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2012 年 9 月下旬

提出部数：和文 8 部、英文 8 部、CD-ROM1 部

提出先：JICA

2) ドラフトファイナルレポート (DF/R)

記載事項：全調査結果。タイ、インドネシアそれぞれにおける E-waste 回収モデル（案）を含めること。

提出時期：2013 年 2 月下旬

提出部数：和文 8 部、英文 8 部、CD-ROM1 部

提出先：JICA

3) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：DF/R に対するコメントに対応して、必要な修正を加えたもの。

提出時期：2013 年 3 月中旬

提出部数：和文 8 部、英文 8 部、CD-ROM2 部

提出先：JICA

4) コンサルタント業務従事月報

記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する報告書

提出時期：毎月

提出部数：1 部

提出先：JICA

5) 収集資料

記載事項：収集した資料、データおよびそのリスト

提出部数：1 部

提出先：JICA

6) 会議記録

記載事項：対象国との各種会議の結果

提出時期：その都度

提出部数：1 部

提出先：JICA

(2) 報告書の作成・印刷仕様

1) 成果品の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

2) 成果品以外は簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。すべての報告書の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(3) ネイティブチェック

英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2013年9月中旬に業務を開始し、2014年3月中旬にファイナルレポートを提出することを予定する。

ただし、調査工程に係る合理的な修正提案があれば、具体的な理由とともにプロポーザルに記載すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途 合計 約4.5M/M

(2) 業務従事者の構成

本調査は、以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

ア 総括/事業戦略：2号

イ e-waste 管理計画：3号

(3) 現地再委託

本調査では一次情報の収集に力点が置かれていないため、現時点では現地再委託を想定していないが、本業務を遂行するために必要と思われる現地再委託業務があれば、プロポーザルにてその方法・経費を提案することを認める。

3. 参考資料

【JICA ホームページで以下を含むマレーシア「廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト」関連の報告書の閲覧が可能。】

・マレーシア国 廃電気・電子機器リサイクルプロジェクトプロジェクト事業完了報告書

・ Malaysia, the project for model development for E-waste collection, segregation and transportation from households for recycling : final report

【経済産業省のホームページで E-waste にかかる次の報告書の閲覧が可能】

・タイ国における電気・電子機器廃棄物のリサイクル事業に関する実施可能性調査

(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/h23fy/23fy2403-1_kokusai10tai/23fy2403-1_kokusai10tai.pdf)

・平成 23 年度 インフラ・システム輸出促進調査等委託費（自治体間（秋田・タイ・チョンブリ県）連携による循環型都市協力推進調査事業）報告書

(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/h23fy/23fy2403-1_kokusai06akitatai/23fy2403-1_kokusai06akitatai.pdf)

・インドネシアにおける銅精錬所を活用した非鉄金属リサイクル事業に関する実施可能性調査 (http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2012fy/E002217.pdf)

4. 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、各国 JICA 事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上